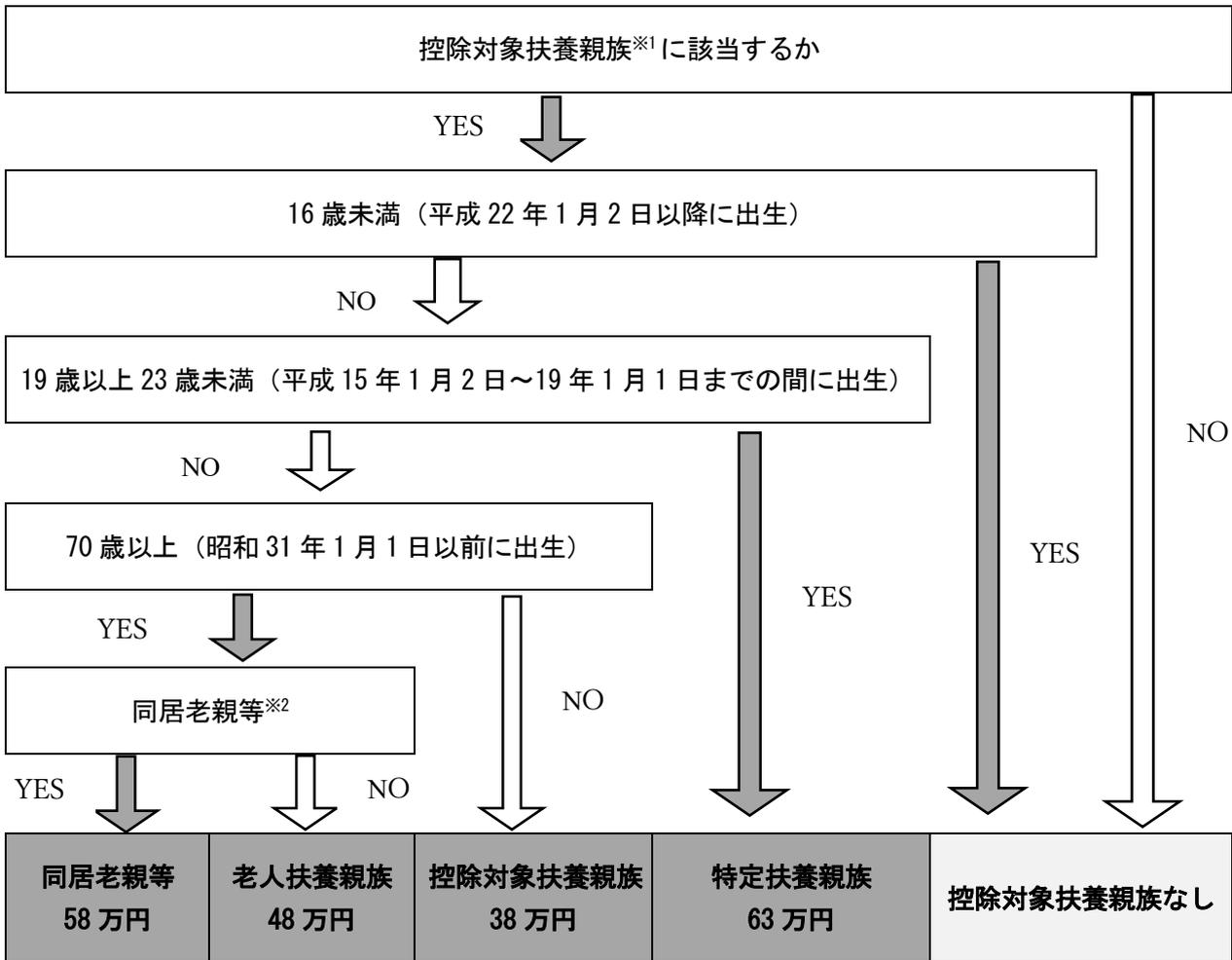


## ■ 扶養控除の判定フロー



※1 所得者と生計を一にする次に掲げる人で合計所得金額が58万円以下の人をいいます。

- (1) 配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）
- (2) 児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子
- (3) 老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人

2 納税者またはその配偶者の直系尊属で、納税者またはその配偶者と常に同居している人をいいます。